

**条例****(地位の承継)**

第21条 第15条第1項の規定による確認を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該確認に基づく地位を承継する。この場合において、地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 第15条第1項の規定による確認を受けた者から当該特定開発事業区域内の土地の所有権その他当該特定開発事業に関する工事を施行する権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該確認を受けた者が有していた当該特定開発事業の確認に基づく地位を承継することができる。

**規則****(地位承継届出書等)**

第15条 条例第21条第1項後段の規定による届出は、特定開発事業地位承継届出書（第21号様式）に当該承継した事実を証する書類を添付して行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定により承認を受けようとする者は、特定開発事業地位承継承認申請書（第22号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 当該特定開発事業区域内の土地の所有権その他当該特定開発事業に関する工事を施行する権原を取得した事実を証する書類
- (2) 工事の施行状況に関する図書
- (3) 別表第1に掲げる図書のうち付近見取図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 条例第21条第1項の規定により地位を承継した特定開発事業者は、第1項の届出書を提出したときは、速やかに第6条第1項の標識の記載事項を修正しなければならない。

4 条例第21条第2項の規定による承認を受けた者は、速やかに第6条第1項の標識の記載事項を修正しなければならない。

**趣旨**

本条は、市長の確認後、特定開発事業者の承継が生じたときの手続を定めている。

**解釈・運用**

一般承継があった場合は、特定開発事業地位承継届出書（規則第21号様式）に承継事実を証する書類を添付して届出するものとする。一般承継とは、

- (1) 相続人
- (2) 合併後存続する法人（吸収合併の場合）
- (3) 合併により新たに設置された法人（新設合併の場合）

となっており、相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた市長の確認に基づく地位を承継する。承継した者は遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

特定承継がある場合は、特定開発事業地位承継承認申請書（規則第22号様式）により申請しなければならない。

市長による確認を受けた者から特定開発事業区域内の土地の所有権その他特定開発事業に関する工事を施行する権原を取得した者は、市長の承認を受け、確認に基づく地位を承継することができる。

本条により、従前の特定開発事業者が行った手続は承継を受けた者が行ったものとみなし、また、従前の特定開発事業者に対して行われた手続は承継を受けた者に対して行われたものとみなすことにより、計画の継続性を担保する。

いずれの場合も、速やかに、特定開発事業区域に設置してある標識の記載事項を修正し、標識記載事項変更届出書を提出すること。